

平成 28 年度事業計画書

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

平成28年度事業計画

第1 基本方針

昨今における人口減少、少子高齢社会、高齢者世帯や核家族の増加などの社会情勢により、地域住民同士のつながりや支えあう互助機能が徐々に希薄化していますが、それに反し、顕在する福祉ニーズは、多様化そして複雑化の一途を辿っています。

また、児童・高齢者虐待に代表される介護や子育てをめぐる問題、貧困、ひきこもりや社会的孤立など、様々な生活及び福祉課題が地域に埋没しており、地域福祉にはこのような方々の声を受けてとめ、つないでいく役割が求められています。

このような中で、熊本市の地域福祉の中核的な役割を担う当協議会においては、「第3次地域福祉活動計画」に基づいた、住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、昨年度から実施している生活困窮者自立支援事業、成年後見事業を含め、本会における全ての事業を横断的にとらえ、これらの課題に応対していきます。

また、社会福祉法人の制度改革が求められている現状を受け、経営組織のガバナンス（統治体制および方法）の強化、法人運営の透明性の向上およびコンプライアンス（法令等遵守）体制の確立を更に推し進め、公益性・中立性を確保した事業推進に努めるとともに、経営基盤の安定化に向け、改革の初年度として職員一丸となって、取り組みを進めていきます。

第2 重点目標【第3次地域福祉活動計画における活動目標】

1 住民主体による地域福祉活動の推進

活動の柱1 みんなで声をかけあい、つながりあう地域づくり

活動の柱2 地域ぐるみによる心と体の元気づくり

活動の柱3 災害時にも強い地域づくり

2 地域みんな（日常生活圏域）で支えあう環境づくりの推進

活動の柱4 地域福祉活動を支えるボランティア活動の促進

活動の柱5 地域福祉を支える団体との連携・協働

3 みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進

活動の柱6 きめ細やかな相談・支援の充実

活動の柱7 サービス利用者を支援する体制づくり

活動の柱8 情報力の向上と活動支援のための基盤整備

第3 事業実施項目

法人運営部門

1 信頼性の高い事業運営

- (1) 理事会（年5回 4月、5月、10月、2月、3月）
- (2) 監査（年2回 5月、12月）
- (3) 評議員会（年4回 5月、10月、2月、3月）
- (4) 委員会
 - ・生活福祉資金貸付調査委員会（月1回）
 - ・日常生活自立支援事業契約締結審査会（月1回）
 - ・法人後見運営委員会（年4回）
 - ・第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画検証会議（年1回）
 - ・いきいき市民福祉基金運営委員会（年2回）
 - ・ボランティア・市民活動センター運営委員会（年2回）
 - ・福祉金庫審査委員会（年1回）
 - ・生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議（随時）
 - ・苦情処理委員会（随時）
 - ・財政基盤検討委員会（月2回。4～6月）

2 財政基盤計画の策定

第3次地域福祉活動計画の実現に向け、本会の安定した運営を目指す「財政基盤計画」を策定します。

3 財務の強化

会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、市補助金収入、受託金収入などの「公費財源」などを財源として運営していますが、非常に厳しい経営状況が続いており、災害対応型自動販売機設置事業など自主財源確保にも取り組みを開始しましたが、まだ不十分な現状です。本年も、昨年に引き続き賛助会費の募集計画を定め、全職員による募集運動を行い安定した自主財源の確保に努めるとともに、災害対応型自動販売機設置活動にも全職員で周知してまいります。

4 広報紙いきいき福祉「すまいる」の発行

市民へ広く、本会の事業や最新の福祉サービス等の情報提供を行い、社会福祉への関心を高め、福祉活動への参加促進を目的に発行します。今年度は、昨年度から引き続き、すぱいすなどのタウン誌に掲載し、主婦や若者への周知を図ります。

5 区事務所だよりの発行

各区事務所だよりを発行し、社協の役割や活動を発信することにより、地域住民が福祉に対する関心を高め、地域福祉活動やボランティア活動への参加意欲を促します。

6 サロンげんきだよりの発行

各地区で開催されているサロンの紹介や情報共有を目的とし、サロン活動の普及や啓発を目的に発行します。

7 ホームページと SNS の活用

本会が推進する地域福祉活動及びボランティア関連等の情報を、ホームページに加えて、Facebook 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、PRに努めます。

8 社会福祉援助技術現場実習の受け入れ

社会福祉の実践において、必要な知識・技術や考え方について、実際の社会福祉業務を体験し、専門職としての能力を育てることを目的に、実習生の受け入れを行います。

地域福祉活動推進部門

1 地域福祉活動の推進

(1) ふれあい・いきいきサロンの推進

高齢者や障がい者等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げ、地域における介護予防、見守り活動の拠点となる「ふれあい・いきいきサロン活動」を、より積極的に支援し、町内ごとの開催を進めます。

(2) (基幹型) 元気はつらつサロンの運営（地域介護予防推進事業）

ア 福祉施設と連携し、閉じこもりがちな高齢者や介護リスクの高い高齢者の「心」と「体」の元氣づくりを推進するため、体力の向上や美容、音楽を活用した介護予防プログラムの開発を行い、地域介護予防の中核的なサロンの運営をめざします。

イ 高齢者元氣づくり応援サポーターを養成し、(基幹型) 元気はつらつサロンの効率的な運営と高齢者の日常生活の支援体制の構築を図るとともに、地域のふれあいサロンへの応援サポーターとしての活動展開を図ります。

(3) 介護予防ハンドブックの作成

健康づくりや食生活改善、体や認知機能向上等、日常生活の中で無理なく、楽しく実践できる介護予防ハンドブック「若返りの友」を作成し、基幹型元気はつらつサロンの参加者に配布すると同時に、ふれあいいきいきサロンの

参加者にも配布し、高齢者の元気づくりの推進を図ります。

(4) 高齢者元気づくり推進研究会

高齢者の元気づくり(介護予防)の具体的方法を調査・研究する機関として、専門家や実践者等で構成する「高齢者元気づくり推進研究会」を設置し、今後の地域福祉の推進を図るための協議を行います。

(5) 高齢者元気づくり応援協定の締結

様々な機関と応援協定を締結することにより、全市的な介護予防の展開を図るための環境づくりを行います。

(6) C S R (企業の社会貢献活動) と連携した地域福祉の推進

民間企業のC S Rを地域福祉活動につなげ、企業参加型の日常生活支援サービスを開発し、民間活力と連動した地域福祉の推進を図ります。

(7) 災害対応型自動販売機設置事業 (収益事業)

福祉施設や企業等に、地域貢献のための「災害対応型自動販売機」を設置し、売り上げの一部を地域福祉活動や災害時における避難者への支援に役立てるなど地域貢献活動を行います。

(8) 災害時要援護者支援事業の推進

ア　自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりをすすめます。

イ　「災害時における福祉避難所等設置運営に関する協定」を更に検証し、効果的な運用をめざすため、「福祉避難所協力員」の養成を充実し、専門職やボランティアの人的派遣の充実をめざします。

(9) ジュニアヘルパー養成事業の推進

ア　小学生及び中学生をジュニアヘルパーとして養成し、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等の見守り活動を行うことにより、高齢者の孤立化防止や安否確認、あわせて日常生活を通した世代間の交流を図り、近隣住民相互による助け合い・支え合いの気運を高めるとともに、重層的な見守り体制の構築を図ります。

イ　ジュニアヘルパーOBを中心とした「高校生ボランティアサークルK F F」の組織拡大を図り、継続した高齢者の見守り強化と地域全体で高齢者を支援する体制づくりを図ります。

ウ　ジュニアヘルパーだよりの発行

年2回情報紙を発行することにより、ジュニアヘルパー活動の内容を地域へ広くPRします。

(10) ふれあいランチ給食サービスの推進

高齢者や障がい児(者)に、定期的にふれあいランチ給食を提供することにより、自立的生活の助長や社会的孤独感を解消するとともに、安否確認を行

います。

(11) 高齢者 S O S サービス事業の推進

各校区社会福祉協議会等と協働で、台風や大雨等の災害時に、高齢者や障がい者等を近隣の社会福祉施設や医療機関へ、一時的に避難できる体制づくりを推進します。

(12) 熊本市老人福祉施設協議会との第 5 次ワークショップの開催

熊本市老人福祉施設協議会所属の施設（62 施設）とのワークショップを行い、相互の機能やノウハウを活かした地域福祉活動の推進を図ります。

(13) 住民座談会（住民参加型ワークショップ）の開催

住民座談会（住民参加型ワークショップ）を小学校区毎に開催し、地域に顕在化・潜在化する住民の生活課題の発掘を行い、課題解決のため必要な方向性を示す「校区社協行動計画」策定の支援を行います。

(14) 地域を基盤とした福祉教育の推進

地域の中で、子どもたちが思いやりの心や相手の気持ちに共感できる力を育む「地域での学びの場」づくりを推進します。

(15) C S W（コミュニティソーシャルワーカー）の充実

各区事務所に C S W（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域の会議や行事等へ積極的なアウトリーチを展開することにより、社会的孤立や閉じこもり、福祉サービス支援拒否など制度の谷間に埋もれがちな方々の発見から、新しい社会資源の開発、具体的な支援サービスにつなげる活動を展開します。

2 第 3 次地域福祉活動計画の推進

第 3 次地域福祉活動計画（平成 27 年度～）の推進状況を確認し、本計画の検証を行います。

3 地域におけるボランティア活動の推進

(1) ボランティアコーディネートの充実

多様化するニーズに合わせて、ボランティアコーディネーターが、受け手と担い手のニーズにあった活動の調整を行い、福祉分野に特定しない様々なボランティア活動の推進・支援を行います。

(2) 災害時におけるボランティア活動の体制づくり

ア 防災意識の普及・啓発・向上を図るため防災関係機関が協力し、研修及び訓練等を行い、災害ボランティア活動の取り組みを学びます。

イ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿って、熊本市災害対策本部との連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。

また、九州北部豪雨災害を教訓として、災害時における職員間の共通認識および合意形成を図るための災害ボランティアセンターの設置・運営訓練

を実施します。訓練の可視化（見せる訓練・市民参加型訓練）により、災害ボランティアセンターの意義と役割について広報啓発に努めます。

(3) ボランティア相談コーナーの設置と充実

イオン熊本中央店において、ボランティア登録・相談コーナーを設け、ボランティアアドバイザーがボランティア活動に関する相談に応じます。

(4) ボランティア出前講座

病院・福祉施設・学校・企業・地域からの依頼に応じて、ボランティアセンター職員、ボランティアアドバイザーが講師となり、児童・生徒や職員・地域住民を対象にボランティアに関する講演や体験学習を行い、ボランティアの育成・発掘を目的に実施します。

(5) ワークキャンプの開催

次代を担う高校生を対象に、福祉の体験学習、施設利用者とのふれあいを通じて福祉への関心を深め、同時にボランティア活動への意識の高揚を図り、自ら学び成長していくことを目的に開催します。

(6) 第37回くまもと市民ボランティア週間事業

ボランティア活動者が毎年11月の第2週目に一堂に集い、ボランティア活動の輪を広げ、市民活動・ボランティア活動への理解を深めることを目的に実施します。

(7) 熊本市ボランティア連絡協議会

ボランティア団体相互の連絡調整及び情報交換を行い、ボランティアの資質向上と市民のボランティア活動への参加促進を支援します。

(8) ボランティア情報誌「ニーズ通信」の発行

ボランティア登録者や学校、地域内の福祉施設等に、ボランティアや福祉情報を提供します。（月1回発行）

なお、情報提供の方法につきましては、情報誌をメールでの配信やホームページへ掲載し提供します。

4 障がい者成人式の開催

障がいのある方々が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えたことをお祝いし、更に希望を持って活躍されることを願って開催します。

5 事業運営協力

- (1) 日本赤十字社熊本地区本部
- (2) 熊本市共同募金委員会

1 総合相談体制の充実

地域には加齢や障がい、経済的困窮、社会的孤立等で日常生活に不安を抱えた方が増加しています。住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支え合いの輪の中で暮らせることができる環境づくりと複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が実践できる総合相談及び生活支援のシステムを構築してまいります。

(1) 地域心配ごと相談機能の充実

地域の中で困りごとを抱えた住民の SOS を身近な地域で素早くキャッチすることができるよう、「心配ごと相談所」を住民により身近な地域サテライト型相談所として位置づけ、その機能の充実と拡充を図ります。また、区事務所の職員は、地域心配ごと相談所がより効果的に運営されることを支援し、各地域心配ごと相談所が受けた困難事例等については自立相談支援機関等の協力を得ながら問題の解決に努めてまいります。

(2) 緊急一時援護費（各区事務所にて対応）

緊急に援護を必要とする者に対して、旅費等の一部を支給し自立生活の支援を図ります。また、現物支給（保存食等）も併用して対応します。

(3) 資金貸付と償還促進（各区事務所にて対応）

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉金庫貸付事業

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対し、情報と支援サービスの一元的な拠点として、また、制度全体のなかでは支援に関する総合調整を行うものです。複合的な要因によって、既存の制度や機関では十分に対応できない生活困窮者を包括的に受け止め、本人の尊厳と意思を十分尊重しながら、どのような支援が必要かを把握し、自立のための支援計画を策定し、適切なサービスや関係機関につなぐ役目を担ってまいります。

2 日常生活自立支援事業の充実

判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して、解決を図ります。

- ・「契約締結審査会」の運営
- ・地域生活支援員の確保と養成

- ・関係機関・団体との連携強化及び広報啓発

3 成年後見事業の実施

日常生活自立支援事業で支援が難しくなった利用者や成年後見制度が必要となった方々に対して、成年後見制度の利用を推進し、より安心して生活ができるよう支援していくための成年後見事業を行います。

- ・成年後見等受任
- ・法人後見運営委員会の設置
- ・市民後見人の養成研修（市受託）
- ・職員研修

在宅福祉サービス部門

1 介護保険事業所における事業

(1) 介護保険関連事業

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）
- ・きずなホームヘルプサービス（制度外事業。訪問介護事業に準ずるサービス）

(2) 熊本市受託事業

- ・産後ホームヘルプサービス事業
- ・高齢者生活援助事業
- ・地域生活支援事業（移動支援）
- ・養育支援家庭訪問事業
- ・要介護認定調査事務受託事業（平成28年度新規受託事業）

2 地域包括支援センター事業

〔熊本市高齢者支援センター ささえりあ 火の君〕

熊本市からの委託事業であり、主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の資格を有する職員を配置しています。

業務内容は、①共通的支援基盤構築に関する業務、②総合相談支援及び権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、④介護予防事業に関するケアマネジメント業務、⑤ケアマネジメントに関する相互の連携、⑥地域運営協議会の設置及び運営、⑦家族介護者教室の開催、⑧地域ケア計画の策定、⑨高齢者見守り事業、⑩介護予防・日常生活支援総合事業等があります。

施設運営部門

養護老人ホームの運営

高齢化・要介護度が進行するなか、個別処遇計画により入所者一人ひとりの生活機能を維持し、元気で楽しい生活が送れるよう、日常生活の自立支援にあつた必要なサービスを提供しながら、生活力を高めるための支援を行います。

本年度の目標として、次に掲げる事項を中心に事業展開に努めます。

- (1) 入所者及びその家族・関係機関・地域社会から信頼ある施設運営に努めます。
- (2) 地域の住民や各種団体との交流を深め、また実習生やボランティア団体等の受け入れを積極的に行い、地域に開かれた施設づくりに努めます。
- (3) 入所者数の確保に努めます。

